

インフルエンザに注意しましょう！

そろそろインフルエンザが流行する季節がやってきます。

インフルエンザは、普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られますが、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が特徴です。子どもは急性脳症、高齢者や免疫力が低下している方は肺炎を併発するなど、重症になることもあり、注意が必要です。

インフルエンザは、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月～3月ごろに流行しています。

◆かからないようにするために…

①手洗い・うがい

手洗いは手に付着したウイルスを取り除き、うがいはのどの乾燥を防ぐことができます。

②適度な温度と湿度

ウイルスは、低温・乾燥を好みます。乾燥しやすい室内では加湿器などをを使って、適切な湿度(50～60%)を保ちましょう。

③ゆつくり休む、バランスの良い食事

体の抵抗力を高めるために、日ごろから十分な休養とバランスのとれた食事を心がけましょう。

④人混みへの外出を控える

インフルエンザが流行してきたら、人混みへの外出は控えましょう。

⑤せきエチケット

せきやくしゃみの症状があるときはマスクをしましょう。マスクをしていないときは、ティッシュやハンカチなどで口と鼻をおおい、周りの人から顔をそむけましょう。

⑥流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染予防と、かかった場合の重症化を防止できます。

65歳以上の方は、インフルエンザ予防接種の補助(一部)を受けることができます。

◆個人負担 1500円

◆期間 12月28日(金)まで

※詳しくは、広報せき10月1日号16ページをご覧ください。

思わぬ高額請求！ 移動販売の物干し竿購入トラブル

見守り
新鮮情報

「物干し竿2本で千円」と巡回していた移動販売車を呼び止めた。するといきなり値段表を見せられ、3千円のところを指さして、「これしかないがよいか」とアナウンスとは違う竿を勧められた。「ステンレス製で質も良い」ということだったので4本注文したところ、代金を支払うときになって突然8万円請

求された。値段表と違うと指摘したが「それは50センチ当たりの料金だ」と言われた。財布にあった5万円を渡してどうにか帰ってもらったが、業者は若い男性で、家には自分一人だったため怖くてそれ以上抵抗できなかった。高額でおかしい。返金してもらえるか。(60歳代 女性)



ひとこと助言

気をつけてね

●事例の他にも、「長さ調節のため竿を切った後に初めて請求額を言われ『もう切ってしまったから返品不可』と支払いを強要された」「物干し竿だけを希望しているのに物干し台まで買わされた」などのケースもあります。

- クーリング・オフが可能な場合もありますが、領収証が発行されなかったり、発行されても記載された連絡先や住所が架空のものだったり、その後の返金交渉などできないケースが多く見られます。
- 移動販売業者から購入する際は、購入前にしっかり商品と金額を確認することが大切です。金額などに納得がいかない場合はきっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。

(独)国民生活センター 見守り新鮮情報より

相談先 関市消費生活相談室(商工課内) ☎ 23-6752



あつたか子ども見守り標語
すれちがうボクとおじさんハートトス